

既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項又は第10条第3項の規定による認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)との販売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p>2 前項に定める補助事業は、<u>第7条の規定に基づく交付申請を行う日の属する年度に着手し、当該年度の2月末日までに完了するものとする。ただし、第9条第2項の事業期間の延長の承認を受け、事業期間が2年度にわたる場合は、当該事業期間の初年度に着手し、当該年度の翌年度の2月末日までに完了するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の着手とは、補助対象設備の設置に係る販売契約の締結をいう。</u></p> <p>(補助対象設備等の設置場所)</p> <p>第5条 <u>補助対象設備並びに前条第1項第3号及び第4号の既に設置された太陽光発電システムの設置場所は、補助対象者が居住する長野県内の既存住宅とする。なお、太陽電池モジュールについては当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。</u></p> <p>第6条 (現行のとおり)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項の規定による認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)との販売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項に定める<u>もののほか、</u>補助事業は、<u>第8条の規定による交付決定のあった日(以下「交付決定日」という。)以降</u>に着手し、<u>原則として交付決定日の属する年度の2月末日までに完了するものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(補助対象設備の設置場所)</p> <p>第5条 補助対象設備の設置場所は、補助対象者が居住する長野県内の既存住宅とする。なお、太陽電池モジュールについては当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。</p> <p>第6条 (略)</p>

改正後	現 行
<p>(<u>交付申請及び実績報告</u>)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(<u>交付決定及び額の確定</u>)</p> <p>第8条 知事は、前条の交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書を受理したときは、内容を審査の上、<u>補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>事業期間の延長</u>)</p> <p>第9条 申請者は、<u>やむを得ない理由により、事業に着手した日の属する年度の2月末日までに補助事業が完了しない恐れがあるときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書（様式第2号）に事業の着手日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の事業期間延長承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り事業期間の延長を承認するものとし、その可否を申請者に通知する。</u></p> <p>3 <u>前2項の手続により事業期間が2年度にわたることとなった場合において、補助事業が2年度目の2月末日までに完了しない恐れがあるときは、再度、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(<u>削除</u>)</p>	<p>(<u>交付決定</u>)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(<u>交付決定</u>)</p> <p>第8条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、<u>補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の交付申請に係る補助事業の完了が交付申請日の属する年度の翌年度となる見込みである場合は、内容を審査の上、当該事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を同項の通知にあわせて申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(<u>新規</u>)</p> <p>(<u>内容の変更等</u>)</p> <p>第9条 <u>補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しよう</u></p>

改正後	現 行
(削除)	<p><u>と</u>するときは、<u>遅滞なくその旨を知事に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき <u>事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第2号）</u></p> <p>(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき <u>事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第3号）</u></p> <p><u>（事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）</u></p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業の遂行が困難となったときを含む。）は、<u>事業計画遅延等報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。</u></p>
(削除)	<p><u>（繰越承認申請）</u></p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、<u>知事が定める日までに繰越承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない（第8条第2項の規定により繰越しが承認されている場合を除く。）。</u></p> <p>2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、<u>内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>（実績報告）</u></p> <p>第12条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、<u>既存住宅エネルギー自立化補助金事業実績報告書兼補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。</u></p> <p>2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、<u>別表第3のとおりとする。</u></p>

改正後	現 行
<p>(削除)</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第10条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1) <u>補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合</u></p> <p>(2), (3) (現行のとおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 知事は、前項の規定により返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、<u>年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</u></p>	<p>3 <u>規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、既存住宅エネルギー自立化補助金年度終了実績報告書（様式第7号）によるものとする。</u></p> <p>4 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、<u>補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。</u></p> <p><u>(額の確定)</u></p> <p>第13条 知事は、前条の報告書を受領したときは、提出された書類の審査のほか、<u>必要がある場合は現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に規定する承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。</u></p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第14条 知事は、<u>第9条第1項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合</u></p> <p>(2), (3) (略)</p> <p>(4) <u>交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、前項の規定により返還を命ずる場合には、<u>第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</u></p>

改正後	現 行								
<p>(取得財産の管理) 第11条 (現行のとおり)</p> <p>(財産処分の制限) 第12条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。 2 (現行のとおり)</p> <p>(書類の提出方法) 第13条 本要綱に規定する書類の提出は、紙の書類を郵送若しくは持参する方法又は電子申請・届出システムを利用する方法のいずれかにより行うものとし、紙の書類を提出する場合にあっては、正副2部を所轄地域振興局長を経由して提出するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(その他) 第15条 (現行のとおり)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象設備</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 共通</td> <td>(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象設備	要 件	ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの	<p>(取得財産の管理) 第15条 (略)</p> <p>(財産処分の制限) 第16条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書(様式第8号)により知事の承認を受けなければならない。 2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等) 第17条 本要綱に規定する書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>(その他) 第18条 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象設備</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 共通</td> <td>(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象設備	要 件	ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの
補助対象設備	要 件								
ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの								
補助対象設備	要 件								
ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの								

改正後		現行	
イ 太陽光発電システム	(1) 発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値）が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの	イ 太陽光発電システム	(1) 発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値）が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
ウ 蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの	ウ 蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
エ V2H充放電システム	(1) 国が行う <u>クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの</u>	エ V2H充放電システム	(1) 国が行う <u>クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの</u>

別表第2（第7条関係）

- (1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書
- (2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）
(削除)
- (3) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し
※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。
- (5) 事業の着手日が確認できる書類（契約書等）
- (6) （現行のとおり）
- (7) （現行のとおり）

別表第2（第7条関係）

- (1) 交付申請書別紙仕様書
- (2) 事業費の根拠が分かる資料（見積書等）
- (3) 補助対象設備設置箇所における設備設置前の状況が確認できる写真
(新規)
- (4) (略)
- (5) (略)

改正後	現行
<p>(8) (現行のとおり) (9) (現行のとおり) (10) (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p>	<p>(6) (略) (7) (略) (8) (略)</p> <p>別表第3 (第12条関係)</p> <p>(1) 実績報告書別紙仕様書 (2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類 (請求書又は領収書) (3) 補助対象設備の設置前後の状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。 (5) 認定事業者との契約状況が分かる書類 ※(2)の書類で確認できる場合は不要 (6) チェックリスト (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>